

勝山市監査公表第1号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和3年10月13日

勝山市監査委員 藤村 敏夫
勝山市監査委員 帰山 寿憲

記

第1 監査の概要

- | | |
|----------|---|
| 1 監査の種類 | 定期監査 |
| 2 監査対象 | 第一次分 教育委員会 ・ 公民館（平泉寺、遅羽、北郷、村岡、鹿谷公民館） ・ 小・中学校（成器南、村岡、荒土、鹿谷、三室小学校、勝山北部中学校） ・ 教育総務課、教育会館 ・ 史蹟・文化課 ・ 生涯学習・スポーツ課、市民会館、図書館 |
| 3 監査期間 | 令和3年4月20日～令和3年7月2日 |
| 4 監査対象年度 | 令和2年度、令和3年度(一部) |
| 5 監査対象事項 | 財務事務等 |
| 6 監査方法 | 財務事務等が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、関係帳簿・書類の調査、実査及び監査調書に基づく質問による方法で実施した。 |

第2 監査結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行状況について監査の結果、関係法令、条例、規則、予算目的に準拠し、概ね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

ただし、事務の一部において注意、検討又は改善を要する点が見受けられたので、今後の事務執行にあたっては、これらを十分留意し、改善を要するものについては、その措置を講ずるとともに、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

なお、軽易な事項については、監査時に指導を行い改善するよう伝えたのでその記述は省略した。

各課等に対する主な個別の指摘事項等については、以下のとおりである。

《公民館》

指導事項

1 公民館使用料について

公民館の使用料については、勝山市立公民館の設置及び管理に関する条例及び勝山市公民館管理規則に基づき徴収されているが、一部の公民館で過大徴収、過少徴収されている事例があった。（後日精算あり。）

また、冷暖房加算の有無を使用後の確認により決定し、使用料を使用許可証交付時でなく後納とする事例が見受けられたので、全公民館で統一した運用となるよう事務を再確認するとともに、必要に応じて条例等の見直しを検討するよう求めた。

《小・中学校》

指導事項

1 給食会計の事務処理について

市内の小・中学校で統一様式を利用し事務の負担軽減に取り組まれているが、返金処理の決算報告等が学校によって異なるため、運用も統一するよう求めた。

また、給食費の返金について、領収書が見当たらない事案があった。給食会計は児童及び生徒の保護者からの負担金で賄っている会計であり、適正に処理するよう求めた。

《教育総務課》

指摘事項

1 教育会館使用料について

教育会館の使用料については、勝山市教育会館の設置及び管理に関する条例の一部改正により、令和2年4月からは改正後の金額で徴収すべきところ、改正前の金額による過少徴収となっていた。

使用料徴収に当たっては、その金額の根拠を十分確認し、適正に処理するよう求めた。

指導事項

1 備品登録の考え方について

備品については、勝山市財産管理規則に基づき登録管理されている。しかし、予算科目が備品購入費以外で設置した物品が備品登録されない事例、取得単価が同規則の基準未満であるが備品登録されている事例が見受けられた。

これまでも定期監査の指導事項としており、適正かつ効率的な財産管理の観点から、備品登録の考え方（基準）について全庁的に検討するよう求めた。

2 育英資金の適正な収入事務について

育英資金貸付金償還金の調定事務については、調定の遡り起票や変更調定の内容が一部不明確なものが見受けられた。

また、令和2年度には、特別奨学金として1人あたり12万円を貸与する制度を創設し、900人超の貸与決定を行っており、令和3年度以降に償還が始まることとなる。現在、一般の奨学金の長期滞納者が数名おり、更に特別奨学金の返還事務も加わるため、債権の管理に万全を期すよう求めた。

《史蹟・文化課》

指導事項

1 自動販売機売上手数料の収入について

市民会館前に設置の自動販売機売上手数料については、社会教育関係団体会計で収入処理している。しかし、手数料の根拠となる毎月の電気料の計算は市職員が行い市へ納付しているため、当該会計への市職員の関わり方や手数料の取扱いについて検討するよう求めた。

《生涯学習・スポーツ課》

指導事項

1 コピーサービス代の入金遅れについて

年度末の図書館のコピーサービス代について、利用者から現金を受領後1ヶ月して市に入金していた。今後、現金の長期保管とならないよう適正に処理するよう求めた。

2 施設使用料の確認について

数多い所管施設の使用場所、時間帯、加算等の料金区分や減免規定が多岐に渡っており、使用料の計算が複雑になっている。

誤り防止のため、根拠のチェック表の活用、システムの構築等、より良い方策を検討するよう求めた。